

法人税、住民税及び事業税の基礎知識 ① 税額計算の概要

はじめに

今月から数回にわたり、皆様にご覧いただき、法人税、住民税及び事業税の基礎知識について書いてまいりたいと思います。第1回目の今回は税額計算の概要です。

1. 法人税

① 法人税額は、基本的には『課税所得金額×法人税率』で計算されます(課税所得については、次回説明する予定です)。

法人税率は原則として 30%です。ただし、中小法人(資本金額が 1 億円以下の法人)については、所得金額が年 800 万円以下の金額について、税率が 22%に軽減されています。これが、法人税額の基本となります。

② 同族会社については、このほかに同族会社の留保金課税が課されます。

③ また、試験研究費が一定の基準を満たす場合などについては、政策的に法人税額の特別控除が認められます。

④ さらに、受取利息や受取配当金に課されている源泉所得税の金額や、海外からのロイヤリティなど国外所得から源泉されて支払われた外国税額については、①の法人税額から控除することができます。

ここでご注意いただきたいのは、④の所得税額控除及び外国税額控除です。

これらの金額は、税務計算上では租税公課として販売費及び一般管理費に計上されているか、あるいは、収益金額と相殺されているケースが多いかと思いますが、企業会計上は、法人税額の前払いであると考えます。したがって、これら源泉されて支払った税額は、本来『法人税、住民税及び事業税』に含めて計上すべきなのです。

通常、中小の建設業者では、これらの金額が Y 評点に影響を及ぼすほど多額となることはないのですが、今までこのことについてはあまり触れませんでした。受取配当金や海外からのロイヤリティなどが多額に発生しているケースでは、注意が必要です。

2. 住民税

① 住民税は、事業所の所在地がある都道府県に支払う都道府県民税及び市町村に支払う市

町村民税があります。なお、東京 23 区内のみに事業所がある法人の場合には、両者をまとめて都民税として支払うことになります。

② 都道府県民税及び市町村民税ともに、『法人税額×税率』で求められる法人税割額と資本金額及び従業者数に応じて課される均等割額とがあります。

③ 法人税割額は、1. ①に記載した法人税額に対し、道府県民税については、5~6%、市町村民税については、12~14.7%の税率で課されます。税率は個々の道府県及び市町村により、上記の範囲で決められています。東京 23 区の場合は、両者を合わせて 20.7%の税率となっています。

④ 均等割額は、都道府県民税、市町村民税ともに資本金額及び従業者数に応じて、段階的に税額が設定されています。道府県民税の最低額は 2 万円であり、市町村民税の最低額は、市町村により、5 万円または 6 万円となっています。

⑤ 受取利息から控除して支払われている利子割の金額は、主たる事業所の所在地の都道府県民税から控除することができます。利子割の考え方は、法人税についての所得税額控除、外国税額控除と同様で、「都道府県民税額の前払い」です。

3. 事業税

① 事業税は、事業所の所在地がある都道府県に支払うもので、法人税で計算した「課税所得」の金額に事業税率を乗じて計算します。事業税率は、都道府県により、また、事業規模により異なります。概ね 10%程度です。これを所得割といえます。

② 資本金額が 1 億円超の会社は、①の「所得割」に加え、いわゆる外形標準課税として、「資本割」及び「付加価値割」を支払う必要があります。その代わりに、「所得割」の税率は 7%程度に抑えられています。この資本割及び付加価値割の金額は、『法人税、住民税及び事業税』ではなく、販売費及び一般管理費に「租税公課」または「事業税」等として記載します。